

# 経 済 産 業 省

20211201資第12号  
令和3年12月15日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置  
変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取につい  
て及び東京電力ホールディングス株式会社について（意見照会）  
（回答）

令和3年12月1日付け原規規発第2112011号により意見照会のあつた標記の件については、許可することに異存はない。

経済産業省としては、日本原子力発電株式会社東海第二発電所について、新規制基準に適合すると認められた場合、令和3年10月22日に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に従って、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととしており、貴委員会や関係府省とともに、適切に対応していく所存である。

なお、当該意見照会において言及のあつた東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）による日本原子力発電株式会社に対する資金的な協力（以下「資金的協力」という。）を含め、東京電力による個別の経営判断は、賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすようなおそれがある場合を除いて、取締役会のガバナンスの下、経営陣の責任において行われるべきものである。その上で、東京電力からは、今回の資金的協力に係る経営判断を行

うに当たっては、第四次総合特別事業計画（令和3年8月4日認定）に示された「廃炉や賠償の費用の捻出に向けて、企業価値を高め、国民負担の抑制と国民還元を実現する」との方針に適合するか否か、またそれにより賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすおそれがないかを確認しているとの説明を受けている。

したがって、資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び第四次総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。

さらに、令和3年12月1日付け原規規発第2112011号により意見照会のあった標記の件について、経済産業省としては、従来通り、個別の経営判断に左右されることなく、引き続き東京電力を適切に監督・指導していく。

原規規発第 2112011 号  
令和 3 年 1 2 月 1 日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会  
(公印省略)

東京電力ホールディングス株式会社について (意見照会)

東京電力ホールディングス株式会社 (以下「東京電力」という。)の柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可 (6号及び7号原子炉施設の変更)に際し、当委員会から意見を求めたところ貴職から、平成29年10月24日付け20171004資第3号をもって、「電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する立場として、東京電力ホールディングス株式会社が貴委員会に提出した書面及び表明した取組方針に関する見解の内容について異論はなく、同社がこれらをしっかりと遵守していくよう、適切に監督・指導していく所存である。」との回答があった。

一方、東京電力は、日本原子力発電株式会社 (以下「日本原電」という。)の東海第二発電所の新規制基準対応工事に要する資金について、資金支援を行う意向があることを日本原電に対して書面 (別紙1) で表明しており、日本原電は審査会合においてその書面を当委員会に提出した。また、東京電力は、平成30年5月30日の当委員会の臨時会議において、かかる資金支援を行うことが同社の福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に<sup>そこ</sup>齟齬を来すことはない<sup>と</sup>説明した。さらに、東京電力は、上記の資金支援を行う意向の対象に特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3系統目) に係る工事が含まれることを日本原電に対して書面 (別紙2) で確認しており、日本原電は、審査会合においてその書面を当委員会に提出したところである。

東京電力が日本原電に資金支援を行うことに関しては、経済産業大臣が東京電力を監督・指導する上で支障とならないかについて、平成30年7月31日付け20180704資第24号をもって貴職の見解を回答されているが、本回答の内容に変更がないか改めて見解を示されたい。

(別紙1)

平成30年3月30日

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について (回答)

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月14日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に関する資金支援について(依頼)」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

令和3年3月12日

日本原子力発電株式会社  
執行役員経理室長  
瀧上 宏明 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
経営企画ユニット 企画室  
朝岡 正

平成30年3月30日付文書に係る確認について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年3月11日付貴信[ ]にてご依頼のありました確認の件につきまして、平成30年3月30日付「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にある「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれている認識で相違ありません。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。

敬 具